(内閣委員会)

民 間 資 金 等 \mathcal{O} 活 用 に ょ る 公 共 施 設 等 \mathcal{O} 整 備 等 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣

法第五五号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は 公 共 施 設 等 運 営 事 業 \mathcal{O} 円 滑 か 0 効 率 的 な 遂 行 を 义 る た \emptyset 玉 \mathcal{O} 職 員 が 公 共 施 設 等 \mathcal{O} 運 営 等 に

関 す る 専 門 的 な 知 識 及 び 技 能 を 必 要 ح す る 業 務 に 従 事 す る た 8 に 公 共 施 設 筡 運 営 権 者 \mathcal{O} 職 員 لح L て 在 職 L た

後 引 き 続 1 て 玉 \mathcal{O} 職 員 لح な 0 た 場 合 に お け る 退 職 手 当 \mathcal{O} 特 例 を 設 け る 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ľ ょ う とす る ŧ \mathcal{O}

一、公共施設等運営権実施契約

り

そ

 \mathcal{O}

主

な

内

容

は

次

 \mathcal{O}

と

お

ŋ

で

あ

る。

公 共 施 設 等 運 営 権 者 は 玉 又 は 地 方 公 共 寸 体 カン 5 職 員 \mathcal{O} 派 遣 を受 け 入 れ る 場 合 に は 公 共 施 設 等 \mathcal{O} 管 理

者 筡 لح \mathcal{O} 間 で、 当 該 派 遣 職 員 が 従 事 す る 業 務 \mathcal{O} 内 容 及 び 期 間 等 を そ \mathcal{O} 内 容 12 含 む 公 共 施 設 等 運 営 権 実 施 契

約を締結しなければならない。

一、派遣職員に係る特例

当 該 派 遣 職 員 が 公 共 施 設 等 運 営 権 者 0) 職 員 として、 公 共 施 設 等 0) 運 営等 に 関 する専 門 的 な 知 識 及 び 技

で

あ

能を必要とする業務に従事し た後、 再び 国又は地方公共 団 体 の職員となっ た場合における退職手当の取扱

71 等につい て、 他 \mathcal{O} 職 員 کے 0 均 衡を失することの な 11 よう、 玉 家公 務 員 退 職 手 当 法 等 0 特 例 を 設 ける。

三、施行期日

こ の 法 律は、 公布 \mathcal{O} 日 から起算して三月を超え な 1 **範** 囲 内 に お į١ て政令で定め る 日 か ら施行する。